

議案第86号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三朝町町営事業分担金徴収条例（昭和39年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。
次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分担金を徴収する事業の範囲)</p> <p>第2条 この条例によって分担金を徴収することができる町営事業の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 国及び県の補助制度に基づいて行う携帯電話等エリア整備事業（以下「携帯電話等エリア整備事業」という。）</u></p>	<p>(分担金を徴収する事業の範囲)</p> <p>第2条 この条例によって分担金を徴収することができる町営事業の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
<p>(分担金の賦課基準)</p> <p>第3条 町長は、前条に規定する事業を実施する場合にあっては、次表に定めるところにより、事業ごとに賦課基準に基づき算定</p>	<p>(分担金の賦課基準)</p> <p>第3条 町長は、前条に規定する事業を実施する場合にあっては、次表に定めるところにより、事業ごとに賦課基準に基づき算定</p>

した分担金を賦課対象者に対し賦課するものとする。

事業	賦課対象者	賦課基準
略		
7 文化財保護事業	同上	同上
8 携帯電話等エリア整備事業	同上	(1) 当該事業における施設の建設に係る分担金 当該事業に要する経費の45分の4の範囲内 (2) 当該事業における施設の使用に係る分担金 当該事業に要する経費の45分の1の範囲内

(分担金徴収の特例)

第5条 町長は、天災その他特別の事情があるときは、これを減免し、又は徴収を延期することができる。

した分担金を賦課対象者に対し賦課するものとする。

事業	賦課対象者	賦課基準
略		
7 文化財保護事業	同上	同上

(分担金徴収の特例)

第5条 町長は、天災その他特別の事情があるときは、これを減免又は徴収を延期することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。